

○長門市空き家活用事業成約報奨金交付要綱

(令和5年3月31日告示第36号)

改正 令和6年3月29日告示第41号 令和6年10月1日告示第139号
令和7年4月1日告示第69号

(趣旨)

第1条 この告示は、長門市空き家活用事業実施要綱(平成17年長門市要綱第51号)に基づく空き家の登録促進と適正な契約を推進するため、空き家活用事業を通じて成約に至った場合、当該空き家(以下「該当物件」という。)の所有者等に対して交付する空き家活用事業成約報奨金(以下「報奨金」という。)について、長門市補助金等の交付手続等に関する規則(平成20年長門市規則第46号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 報奨金の交付対象者は、次の各号に定める要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 該当物件の所有者又は所有名義人の相続人代表者、納税管理人、空き家の管理者のいずれかであること。
- (2) 令和5年4月1日以降に空き家活用事業を利用して該当物件の取得又は貸借が成約したこと。
- (3) 前号の取得又は貸借の成約が、一般社団法人山口県宅建協会萩支部に加盟する市内の宅地建物取引業者を介して、取得又は貸借契約を締結したものであること。
- (4) 第2号の取得又は貸借契約を締結した相手が3親等以内の親族でないこと。
- (5) 市税を滞納していない者であること。
- (6) 長門市暴力団排除条例(平成23年長門市条例第14号)第2条第3号に規定する暴力団員等でない者であること。

(報奨金の額)

第3条 報奨金の額は、100,000円とする。ただし、該当物件につき1回限りの交付とする。

(報奨金の交付申請)

第4条 報奨金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、該当物件の契約締結後、6箇月以内に、空き家活用事業成約報奨金交付申請書兼請求書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 取得又は貸借契約書の写し
- (2) 市内の宅地建物取引業者を介して取得又は貸借が成約したことを証明する書類
- (3) 誓約書兼同意書(別記様式第2号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(報奨金の交付決定及び額の確定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、報奨金交付の可否を決定するとともに、報奨金の額を確定し、空き家活用事業成約報奨金交付決定(却下)兼確定通知書(別記様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(報奨金の交付)

第6条 市長は、前条の規定により報奨金の交付の決定及び額の確定をしたときは、速やかに申請者に報奨金を交付するものとする。

(報奨金の交付決定の取消し等)

第7条 市長は、報奨金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該報奨金の交付決定を取り消すことができる。

(1) この告示の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により、報奨金の交付を受けたとき。

(3) 空き家に入居したものが1年を経過する前に契約解除等により退去した場合において、退去後に当該空き家を速やかに空き家情報バンクへ再登録しないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が報奨金を交付することを不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により報奨金を取り消した場合において、既に報奨金が交付されているときは、空き家活用事業成約報奨金返還請求書(別記様式第4号)により期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、報奨金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日告示第41号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年10月1日告示第139号)

この告示は、令和6年10月1日から施行する。

附 則(令和7年4月1日告示第69号)

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和7年3月31日までに契約締結した該当物件の交付申請については、第4条中「契約締結後、6箇月以内」とあるのは令和7年度に限り「契約締結後、30箇月以内」と読み替えるものとする。

別記様式第1号(第6条関係)

空き家活用事業成約報奨金交付申請書兼請求書

[別紙参照]

別記様式第2号(第4条関係)

誓約書兼同意書

[別紙参照]

別記様式第3号(第5条関係)

空き家活用事業成約報奨金交付決定（却下）兼確定通知書
[別紙参照]

様式第4(第7条関係)

空き家活用事業成約報奨金返還請求書
[別紙参照]